

権原開示訴訟における旧王領地の 占有返還訴訟

赤 沢 計 真

- I 権原開示訴訟における領主権の権原
- II 占有返還請求の権原としての旧王領地
- III 旧王領地の私的領有とその占有回復

I 権原開示訴訟における領主権の権原

権原開示訴訟（プラキタ・デ・クオ・ウォラント）は、13世紀末朝のイングランドにおいて、国王権力と領主層との間に、領主権の権原を対象として争われた訴訟であり、イングランド封建国家の封建法的関係と政治権力構造の特徴を明確に表現する係争である。権原開示訴訟は、領主権の権原を開示することを、王権が封建領主層に対して要求する形式をとって提起され、その権原が不当であると判断された場合に、王権による占有回復（占有返還）の訴訟の形式において進められる。権原開示訴訟は、その集中的な形態としては、1278～1294年の時期に行なわれたが、それに先行する時期においても、また、1294年以後の時期においても、この形式の訴訟が王権によって提訴されなかったわけではない。しかしながら、もっとも集約的な形で王権と封建領主層との対立関係を表現する係争としてこれを見るならば、1278年のグロスター法令に発する上述の1278～1294年の時期に展開された一連の訴訟を、一個の自己完結性を持った封建法的現象として措定する方法が有効であると考えられる。特定領主の領有する特定の領主権が、如何なる時期に、また、如何なる法的根拠に発するかを問うこと

が、1278～1294年の時期の集中的な審問の課題であり、具体的には、それが大巡回（エア）の裁判様式のもとに実施されていることに注意すべきである。その際、合法的な権原として要約され得る事項は、1294年の時点で確立された王権側の基準に従うならば、(1)国王による特権授与の証書の存在。⁽¹⁾ (2)領有の長期性に基づく時効。具体的には、1189年の時点以降の、または、それ以前からの継続的な領有。⁽²⁾ この二項目であった。

他方、権原開示訴訟の過程において、国王側から、様々な形式の権原が、占有回復＝占有返還のために提示され、その一つの権原の形式として、旧王領地を現在の時点では在地の領主層が領有しているという状況において、旧王領地であることを国王側が当該の土地の占有回復の論拠とした場合があげられる。この事例は、国王側から提示された、そうした権原のうちの典型的な形式である。この事例の権原の呼び方を省約して、仮に、「旧王領地占有回復」と名づけることにする。以下の行論の中では、〔史料1〕として、その代表的な一例を掲げる。⁽³⁾〔史料1〕に示される例は、ランカシャーにおける1292年の大巡回裁判（エア）に際して吟味された権原開示訴訟である。数ヶ月の間（おそらくは6月～7月の2ヶ月間）、この「旧王領地占有回復」を合法的な権原として認めるかどうかについての判断が停滞し、その判決は留保された。結論として、「旧王領地占有回復」の権原は、占有返還の根拠として合法性が薄いものとみなされて、国王裁判官自身の手で棄却されている。しかしながら、「旧王領地占有回復」の問題は、複雑な内容を含むものであり、判決において棄却されたことが必ずしも国王側の全面的敗訴を意味してはいなかった。現実には旧王領地の占有回復に成功した個別例がランカシャーについても指摘されるのである。以下の行論においては、1292年のランカシャーの訴訟事例に典型的に見られるような「旧王領地占有回復」をめぐる権原開示問題について考察してみたい。

さて、ランカシャーの領主層が領有する領主権を対象としたこの地域の

権原開示訴訟は、北部大巡回裁判の一環を構成するものとして実施され、その権原開示訴訟法廷⁽⁴⁾は、州都ランカスターにおいて、1292年6月8日から同年8月2日にわたる会期のもとで開かれた。その首席裁判官は、ヒュー・オヴ・クレシinghamであり、同様にして彼は、ウェストモーランド(1292年)、カンバランド(1292～93年)、ノーザンバランド(1293年)、ヨークシャー(1293～94年)の諸州の首席裁判官の席を占めている。ただし、1278年のグロスター法令の発布直後に、カンバランド(1278～79年)、ウェストモーランド(1278～79年)、ノーザンバランド(1279年)、ヨークシャー(1279～81年)の四州では、ジョン・ド・ボーを首席裁判官として権原開示訴訟を実施したのに対して、隣接するランカシャーは、この時期の権原開示訴訟の対象から外されていたことに注意を要する。1290年の権原開示制定法の発布後の時期に属する時点で、他の四州とともに共通の首席裁判官であるヒュー・オヴ・クレシinghamのもとに、ランカシャーにも権原開示訴訟法廷が開設されたのである。ランカシャー在地領主層における旧王領地の領有問題が、王権側の占有回復請求の対象としてとり上げられたのは、1290年の権原開示制定法の発布以後の段階に属する。王権にとっての大幅な譲歩を意味した権原開示制定法の発布直後の1292年に、上掲の「旧王領地占有回復」の訴訟が争われたことが、この訴訟の客観的な背景をなしており、この訴訟の帰結にある種の有力な規定性を及ぼしたことも明らかである。すなわち、1290年の権原開示制定法の線に従うかぎり、権原開示請求令状の適用規模を縮減しようとする志向性が国王裁判官の側にも濃厚になってきたとみなすべきであろう。この点は、その適用範囲を広く設定したグロスター法令(1278年)の政策的志向と著しい対照をなしている。ランカシャーの権原開示訴訟(1292年)にみられる旧王領地の占有回復訴訟は、権原開示訴訟の一般的な様式が領主層の提示する権原をめぐる審問という形をとるのと著しく異なっている。すなわち、ここで争われているのは、領主権の権原そのものがむしろ第二義的な位置を占めるにと

どまり、第一義的には、王権の提示した占有回復の権原の妥当性如何をめぐって本質的な争点が位置づけられているのである。

II 占有返還請求の権原としての旧王領地

以下に掲げる〔史料1〕は、1292年のランカシャー権原開示訴訟を構成する一つの訴件である。この訴件は、利害関係の対立の構造を明示しているのみならず、その判決が明記されているという点で、「旧王領地占有回復」に関する重要な素材を提供していると言えるのである。

〔史料1〕

ロベルトゥス・デ・ホランド〔及びその他の多数の被告〕が喚問され、次の如き審問を受けた。すなわち、如何なる権原（クオ・ウォラント）によって、前述のロベルトゥス・デ・ホランドは、160エーカーの耕地、6エーカーの草地、100エーカーの牛放牧地を、その附属物とともに、ヘールにおいて〔さらにその他の被告もヘールにおける彼らの保有地について〕、保有しているのか、を彼らがこれこれの場所で、これこれの日に陳述することになっているためである。それらの土地は、イングランド国王の旧王領地に発しており、従ってそれらの土地は、かつてイングランド国王の手に属していた筈であった。

さて、ロベルトゥス及びその他の者は、出廷して国王の法に従って弁論し、彼らは、この令状に即して国王裁判官たちに答申する義務を負ってはいないと述べた。彼らが言うには、この令状は、ただ領主特権（リベルタス）についてのみ規定しているからである。そして、耕地についても、あるいは保有地についても、法と慣行に従って、「土地占有返還令状」（「プレキペ・クオド・レダト」）と呼ばれる形式の令状が請求さるべきであると。

それゆえに、前述のウィレلمス〔イング〕は、国王側を代弁して、前述の「土地占有返還令状」（「プレキペ・クオド・レダト」）の令状を、国

王が普通法（コモン・ロー）によって返還請求できるところの保有地について、国王にとっては適用できるものであること、そしてその保有地に関しては、保有者をして所定の大アサイズの様式で糾問に身を委ねさせることができるのである、と述べた。

さて、ウィレムス自身は、国王側を代弁して、前述の保有地がイングランド国王の旧王領地であること、従ってそれは前述のジョン王の占有するところに属していたこと、を確証する用意ができていたが、その確証は、陪審人の宣誓によっては為され得ない性質のものである、と述べた。（中略）同じく証言として、現在の国王の治世の第21年めの聖ヒラリウス祭の翌日[1293年1月14日]、ノーザンバランド州、ニューカスル・アッポン・タインに、前述のロベルトゥス及び他の者が彼らの証人を介して出廷し、また前述のウィレムス・イングも同様に証人を介して出廷した。そして法廷は、権原開示（クオ・ウォラント）に関する上記の令状が当然にも、請求されている領主特権（リベルタス）について妥当すること、また、「土地占有返還令状」（「プレキペ・クオド・レダト」）の形式の令状が、請求されている保有地について妥当するものであること、を熟知しているので、「プレキペ・クオド・レダト」で始まる前述の土地占有返還令状を通じて国王側を代弁する意図を持つ前述のウィレムス・イングには、このように告げられた。判決として、それゆえにロベルトゥス及び他の者〔被告〕は、現状の占有のままにとどまり、従って原告の占有返還請求は却下されると。

上掲の〔史料1〕の判決記録は、二様の意味を含んでいると理解される。すなわち、一つは、権原開示（クオ・ウォラント）令状が、領主特権（リベルタス）についてのみ適用され得るのであり、土地保有＝土地占有に関しては、土地占有回復令状（プレキペ・クオド・レダト）が必要とされる。従って上掲の訴件で問題とされている保有地の占有回復請求は、そ

れが権原開示（クオ・ウォラント）令状が提起されているかぎり、その保有地が旧王領であることは、原告側（国王側）の占有返還請求の論拠となりえないことを示している。もう一つは、上掲の事例の判決は、領主層にとって有利な法解釈に基づくものであり、従って、原告である国王側にとってみれば不利な裁定が与えられていることに注意すべきである。

上記の訴件の法的構成を整理すれば、原告は国王代官ウィレムス・イング、被告は、ランカシャー在地領主の一人ロベルトゥス・ド・ホランド及び彼と同じ社会階層に属する領主たちである。首席裁判官は、前述のように、ヒュー・ド・クレシガムで、当該の法廷はランカスターで開かれている。原告の国王代官が、旧王領地であることを論拠に、現在は領主層が占有している土地を国王側に引渡す土地占有回復を請求し、上述の占有返還の訴訟を提起したのに対して、被告の在地領主グループは、現在の訴訟は、権原開示（クオ・ウォラント）令状によって提起された訴訟であって、原告が主張する土地占有返還（プレキペ・クオド・レダト）の令状は、今ここでは発給されていない。そもそも権原開示（クオ・ウォラント）令状は、領主権（リベルタス）の占有回復を吟味すべき法的性質を持つものであり、土地占有回復請求には適用されえない。あえて、土地占有返還訴訟に権原開示（クオ・ウォラント）令状を適用することは権原開示令状の職掌を不当に拡大するものであり、権原開示令状の本来の機能を歪曲している。それゆえに原告側の主張は成立しえないと弁論した。国王裁判官は、原告と被告との双方の陳述と主張を対照・検討して、結論としては、被告側の主張を採用し、原告側の主張を棄却して、被告側の従来土地占有状態を確認する判決を導き出している。この判決で特徴的なことは、国王裁判官が、法の原則に忠実であり、そのかぎりでは必ずしも国王側の利害関係を一方的に反映するものではなかったという点である。与えられた判決としては、原告側（国王側）の主張する土地占有返還は容れられずに、被告側の立場が擁護される結果に至っている。問題の争点は、権原開示訴訟

が何を対象とする訴訟であるかの本質論である。つまり、権原開示訴訟が領主権の占有にのみ関わる訴訟であるのか、それが土地占有権をも含み得るものであるかどうか、係争の主題をなしているのである。法的形式においては、この訴件は、権原開示令状が土地占有の権原の開示をも含み得るかどうかを識別する範疇論であると言える。そして、上述の判決は、そうした法的範疇論の立場に忠実な結論であって、そのかぎりでは明晰な論理によって貫かれている。しかし判決の文辞から離れて、この訴件の文脈を形づくる現実がどのように展開したかを観察するならば、この判決に表現された法的範疇（すなわち、権原開示訴訟の対象とされる権原の範囲と性質）が、現実にはどのように肉づけされた内容を持つものであるかが、より具体的に理解されるであろう。法的な表現に現実の意味内容を賦与するのは、まさに、1292～93年の時点でのランカシャー地域における国王権力と在地領主層の対抗関係の在り方如何に関っているのである。

次に、前掲の〔史料1〕と比較する目的で、権原開示訴訟における権原開示の対象が一般的には何であったかを考察してみたい。次に掲げる事例¹⁾は、権原開示訴訟の代表的な類型を表現するものとみなされる。

〔史料2〕（1286～87年、ハンティンドンシャー、ベドフォードシャー、グロスターシャーの大巡回裁判の会期において国王巡回裁判官がこれら三州のシェリフに発した指令）（前略）シェリフは次の如く命じられる。彼の管区内のすべての人びとが大巡回裁判官の到着以前に権利主張を行なったすべての領主権のうち、彼らが大巡回裁判の会期中に権利主張を怠った領主権のすべてを国王の手中に回収すべきであること。そしてそれらすべてを、ただし未成年者と空位の宗教領主の場合を除いて、大巡回裁判官の到着と退去の際に、国王の手中に保持すべきこと。（中略）。大巡回裁判において領主権の権利主張を行なったすべての人々の名は、それらを文書に記してシェリフに手渡されるべきこと。

権原開示訴訟で取扱われる権原は、一般的には領主権（リベルタス、フランチイズ）であり、土地占有権が問題とされる事例は、総体的にみれば頻度が少ない。土地所有権にともなう附属権⁽²⁾については、それが争点とされている事例を、1278～1294年の権原開示訴訟において、随所に見出すことができる。従って、土地所有権あるいは土地占有権と、領主特権とが完全に分離されていたわけではなかったことが分る。この点から考えれば、土地占有権をめぐる係争が、権原開示訴訟の中で一定度の重要性をそれなりに占めていた事情も、ある程度の整合性をもって理解できるように思われる。とりわけ、〔史料1〕のランカシャーの事例で見たように、土地占有権の返還請求の権原が、旧王領地の問題に局限されていることも、土地占有回復訴訟が権原開示訴訟の類型の中で占めていた特殊性を物語っている。ランカシャーの権原開示訴訟におけるこの型の訴件も、けっきょく、1292年6月～8月初旬の、ランカスターでの大巡回裁判会期には遂に結論を導き出すことができず、明確な結論は、翌1293年1月のノーザンブランド州の権原開示訴訟法廷に譲らざるをえなかった。国王裁判官の側での判断の停滞と躊躇とは、旧王領地占有返還の請求の問題が、1292～93年の時点で、なお多くの解釈困難な微妙な争点を含んでいたことを、裏面から推測させるに足ると思われる。

III 旧王領地の私的領有とその占有回復

1278年の時点でグロスター法令が発せられた際に、旧王領地のうちのかなり広汎な部分が領主層による領有に帰していたことは、よく知られた事実であった。旧王領地が、どのような形式で、如何なる経緯をもって領主層の占有に移行したかについては、1278年の時点で必ずしも明瞭でなかった事例も多数にのぼっていたとみられる。このことは、ヘンリー3世治世晩年の貴族叛乱を始めとする内乱が大きな原因をなしており、また、その同一の事情がハンドレッド・ロールズ検地を施行する基本的な契機をも形

づくっていたのである。従って、旧王領地の占有回復請求が、権原開示訴訟の過程で提起されたことは、きわめて必然的とも言える事態の経過であった。1279年のサリーの大巡回において、カンタベリーに位置するクライストチャーチ小修道院長が旧王領地に属する土地を占有している事実が指摘され、⁽¹⁾ 小修道院長は大巡回法廷に喚問された。そこで、彼は、長期占有を権原として主張し、ノルマン征服以前の時期から当該の土地が同小修道院領の一部として占有されていたと陳述している。その結果、この訴件は、同小修道院長の陳述の信憑性を吟味すべく、財務府（エクステッカー）に対して調査事項として送付されている。

1279～81年にかけて実施されたヨークシャーの権原開示訴訟を概観すると、国王令状による訴件は122個を数える。そのうち、4例は明らかに土地占有回復（返還）令状によるものであるが、権原開示訴訟令状によって提訴された115例の中で、97例は領主権に関するものであるのに対して、残りの28例のほとんどすべてが旧王領地の占有回復⁽²⁾に関するものである。総計122個の訴件について、その中で61例は解決されたことが記録から確認されるが、50例は未解決のままにとどまり、残りの11例は結論を見たものも未解決のままのものも含めて判然としていない。解決された61例のうち、王権によって占有回復が実現されたものは10例を数えるのみである。このうち、旧王領地の占有回復の事例を3例数えることができる。すなわち、スキャルビーにおいて耕地3ボーヴェート、家屋敷1トフト、家屋敷2分の1トフト、が旧王領地であるにもかかわらず、農奴的保有およびファーム保有の形式で保有されていた。その保有者は、バーソロミュー・オヴ・スキャルビー、ウィリアム・オヴ・ユア、ロジャー・ビゴッド、の三人である。彼らは、ヘンリー3世の時代にこの土地を占有したことが明らかであり、権原を欠いたまま、この旧王領地を自由エステートの形で占有していたことが明るみに出た。

上掲の〔史料1〕で示された1292年のランカシャーの権原開示訴訟⁽³⁾の

場合をみると、国王令状による66個の訴件のうち、38例が領主権を取扱い、22例が土地占有及びその他の世襲的占有に関するものである。残りの6例は、耕地侵害（トレスパス）、後見権（ウォードシップ）などに関わる比較的瑣小の訴件である。66個の訴件総数のうち、33個の訴件では主に領主権に関する陳述記録が残されているが、そのうち2例のみが国王による占有回復の成功例であるに過ぎなかった。なお、総数66個のうち、結論を見たものは49例で、部分的に解決されたものが1例、他の16例は、結論を留保されたまま解決を延ばされた結果、放棄されたとみられる。上述の占有回復の例では、明らかに土地占有回復の成功が示されている。すなわち、ヘールにおける24エーカーの土地、及びその附属物。ヘールのマナーの6分の1。これらのヘールに在る土地の保有者が不在であり、しかもこれらの土地は、ヘンリー3世の治世初期に王領地から割取されたものであることが明らかにされた。さらにジョン王及びヘンリー3世の治世に王領に属していたマナーのベリフが、総額780ポンドに達する未払残金を滞納していたことが摘発された。この事例も王領マナーのベリフが、王領収入を私有⁽⁴⁾していたという意味で、やはり王領地の私領化の一つのタイプと解釈してよい。

1294年に対フランス戦争が開始されたため権原開示訴訟が中止された時点で、北部大巡回の首席裁判官ヒュー・オヴ・クレシingham及び彼の随行裁判官は、権原開示（クオ・ウォラント）訴訟令状が、土地占有の回復訴訟⁽⁵⁾には適用さるべきではないとする結論を明らかにし、⁽⁶⁾ しかも、争点とされている土地が旧王領地⁽⁷⁾であることが明確であっても、土地占有返還訴訟は権原開示訴訟令状の適用範囲から排除される⁽⁸⁾とする判断を鮮明にしている。この結論は、すでに1293年1月のニュー・カスル・アッポン・タインでのノーザンバランド州における大巡回法廷が採用した判断であって、1294年のヒュー・オヴ・クレシinghamの結論もまた、前年のノーザンバランド州権原開示訴訟における結論を再確認したものとみなされる。

- 註 I (1) Sutherland, Donald W., *Quo Warranto Proceedings in the Reign of Edward I, 1278–1294*, Oxford, 1963, p. 178.
- (2) *ibid.*, *op. cit.*, pp. 178–179.
- (3) Record Commission, *Placita de Quo Warranto*, pp. 378–379.
- (4) Sutherland, *op. cit.*, pp. 216–217, pp. 224–225.
- II (1) Record Commission, *Placita de Quo Warranto*, pp. 14–15.
- (2) Plucknett, T. F. T., *Legislation of Edward I*, Oxford, 1949, pp. 41–42; Sutherland, *op. cit.*, pp. 14–15, pp. 113–114, 116, 118–119.
- III (1) Sutherland, *op. cit.*, p. 52.
- (2) *ibid.*, *op. cit.*, pp. 152–153.
- (3) *ibid.*, *op. cit.*, pp. 158–159.
- (4) *ibid.*, *op. cit.*, p. 160.
- (5) *ibid.*, *op. cit.*, pp. 177–178.
- (6) *ibid.*, *op. cit.*, p. 178.; Cante, A., *The Pleas of Quo Warranto for the County of Lancaster*, 1937, pp. 90–91, 94.
- (7) 「旧王領地」について, Powicke, M., *The Thirteenth Century*, 1953, p. 530, n. 2.; Hoyt, R. S., *The Royal Demesne in English Constitutional History*, 1950, pp. 117–22, 143–6, 159–71, 171–207. 参照。
- (8) Sutherland, *op. cit.*, p. 178.

[史料 1] *Placita de Quo Warranto*, pp. 378–9: eyre of Lancashire, 1292

Robertus de Holand [and many other defendants] *summoniti fuerunt quod essent hic ad hunc diem ostensuri quo waranto predictus Robertus de Holand tenet centum et sexaginta acras terre, sex acras prati, et centum acras bosci cum pertinenciis in Hale* [and the other defendants, their holdings in Hale] *que sunt de antiquo dominico corone Anglie, etc., et que esse debent in manum domini regis, etc.*

Et Robertus et alii veniunt et defendunt jus domini regis et dicunt quod non debeant illi ad hoc breve respondere; dicunt enim quod hoc breve solummodo provisum fuit de libertatibus, et ad terras seu tenementa petenda est quoddam breve secundum legem et consuetudinem quod vocatur ‘*precipe quod reddat*’; unde petunt iudicium si ad huiusmodi breve de terris et tenementis domino regi debeant respondere, etc.

Et predictus Willelmus [Inge] dicit pro domino rege quod predictum breve *Precipe, etc.*, deservit domino regi de tenementis que petere possit per legem communem ubi tenentes ponere se possunt in inquisitionem in nunc vicesimo primo [14 January 1293] apud Novum Castrum super

forma magne assise, etc. Et ipse Willelmus paratus est verificare pro domino rege quod predicta tenementa sunt de antiquo dominico corone Anglie, etc., et fuerunt in seisina predicti Regis Johannis, etc., que verificacio fieri non potest per juratam patrie.....

Ideo ad iudicium. Postea in crasino Sancti Hillarii anno regni regis Tynam in comitatu Northumbr' venerunt predicti Robertus et alii per attornatum suum et similiter predictus Willelmus Inge. Et quia videtur curie quod istud breve de quo waranto naturaliter deservit ad libertates petendas, etc., et breve de Precipe quod reddat deservit ad tenementa petenda, etc., dictum est predicto Willelmo Inge qui sequitur pro domino rege per predictum breve quod sequatur Precipe quod reddat, etc. Et Robertus et alii ad presens inde sine die.

[史料 2] Placita de Quo Warranto, pp. 14-15: eyre of Bedfordshire, 1287

Quia non videtur quod dominus rex deberet esse deterioris condicionis quam magnates regni sui quibus per tenentes suos recta servicia deforciantur, ac in statuto ipsius domini regis nuper edito apud Westmonasterium continetur quod bene licet dominis huiusmodi tenencium distringere eos pro serviciis et consuetudinibus sibi a retro existentibus et rationabilem districtionem advocare de seysina antecessorum vel predecessorum suorum a tempore quo breve nove disseisine currit: preceptum est vicecomiti quod distringat pro serviciis et consuetudinibus domino regi a retro existentibus a tempore supradicto quousque eidem domino regi plene fuerit satisfactum, exceptis hiis versus quos dominus rex tulit brevia sua in itinere isto vel cum domino rege placitaverunt.

Preceptum est eciam eidem vicecomiti quod capiat in manum domini regis libertates quas aliqui in balliva sua ante adventum justiciariorum clamabant habuisse et qui in itinere illo libertates illas non clamaverunt, et illas in manum domini regis teneat quousque, etc., exceptis pueris infra etatem existentibus et domibus religionum vacantibus in adventu justiciariorum et in eorum recessu, et quod per sacramentum extendat, etc., et scire faciat extensionem illam thesaurario et baronibus de Scaccario apud Westmonasterium a die Pasche in xv dies; et quod de exitibus eorundem domino regi respondeat. Et unde nomina eorundem qui libertates clamabant eidem vicecomiti liberata sint in scriptis. (後略)